

2013 年・初夏号

CONTENTS

寄稿	2
株式会社日建設計 設計監理技術センターBCP室長 松下 督	
NEWS	3
・社会保険未加入対策について	
特集	4-9
平成 25 年度通常総会開催される ・定例記者会見 ・平成 25 年度協会表彰 ・平成 25 年度事業計画 ・平成 25 年度常設委員会の活動 テーマ紹介	
ズームアップ	10-11
「シャッターの用途別調査について」	
総務委員会だより	12
シリーズ	13
「建築防災設計を考える」 第 4 回「社会的欲求の多様化への対応」 ・東京理科大学 理工学部 建築学科 教授 大宮 喜文	
データ	14



上) 通常総会後の懇親会

左中) 記者会見

右中) 懇親会で紹介される協会表彰受賞者

今、求められる安心・安全 …日建グループの BCP



株式会社 日建設
設計監理技術センター BCP 室長
松下 督

■日建グループの BCP コンサルティング

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災を受け、これまで日建グループで行っていましたが BCP コンサルに加えさらに踏み込んだ対策の要請が高まっていることから、2011 年 7 月に BCP 室を開設し、「安心・安全の実現」に向けての支援体制を整えました。

国の重要施設・各種防災センター等の設計監理の実績に加え、長周期地震動、直下型地震動への対応、事業敷地の安全性を確保するための「津波」、「液状化」、「集中豪雨」への備えなどの土木技術を含めた日建グループにしかできない BCP 総合コンサルティングを行います。

新たに以下の 4 つのリーフレットを作成し、具体的な提案を行います。

1) 今、求められる安心・安全

BCP を実現するための建物の BCD (Business Continuity Design) コンサルティング

2) 敷地の安全性を確保する

「津波」「液状化」「集中豪雨」への備え

3) 地震に強い建物をつくる

「長周期地震動」「直下型地動」への備え

4) 非構造部材の安心・安全

災害時に安全で確実な避難を実現するために

■総合的な耐震クライテリア

構造クライテリア (図 -1) を基に、構造設計基準、非構造部材、設備基準を整合させた、より合理的で、安全性の高い建物をつくるため、総合的な耐震クライテリアを基に、建物を計画し、大地震時の被害想定を行っています。

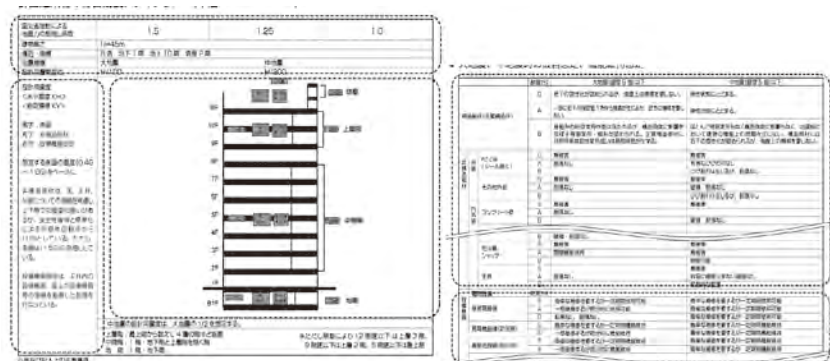


図 -1 総合的な耐震クライテリア

■非構造部材 (天井・壁、設備機器等の仕様) の対応

2013 年 7 月発表予定の告示により、天井高さ 6m 以上かつ 200 m²以上の天井が「安全上重要な天井」と定義されます。(現在パブコメ中で、2014 年 4 月施行予定) これにより「安全上重要な天井」がある建物は、新築時に落下防止対策 (計算書等) の作成が義務づけられます。一部の既存建物にも適用される予定です。

1) 落ちない天井

日建設では、1994 年から 9 m²ごとに、X、Y 方向にブレースを設置し、固定には溶接ではなく複数のビス止めを基本とし、重要な固定部分では「ボルト固定」とし、水平力に応じた取り付け金物を使用することとしていましたが、新たに地震時に落下しない「高耐震天井下地金物」の開発を行い、2012 年末に完成しています。(従来の水平力 1G 対応から 2.2G 対応に強化)

2) 脱落しない内壁・地震後も開閉可能な建具

間仕切壁は、想定する層間変形に追従する納まりとし、下地スタッドのピッチを密にして、大壁面は、鉄骨等の補強材を設置しています。さらに地震時に脱落しない間仕切壁の開発を進めています。

■地震後も開閉可能な建具

地震後に避難のために必要な開閉可能な建具や、シャッター等についても各メーカーで、開発がなされていると思われますが、日建設では、従来想定していた大地震時の想定する層間変形を 1/100 程度としている事例がほとんどでしたが、建物用途により、まれに層間変形を 1/80 程度とする場合もあり、変位に追従する建具等が必要となっており、各メーカーと個別に協議を行っています。

地震後も開閉可能な建具については、今後多くのクライアントからの要望が考えられますので、早急な開発をお願いしたいところです。

社会保険未加入対策について

《はじめに》

建設業においては法令によって加入が義務付けられている健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、従来から未加入企業や未加入労働者が存在し、このことが技能労働者の就労環境の悪化や若年入職者の減少を招く一因になっているとされています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省、発注者、元請企業、下請企業、建設労働者等の関係団体が一体となって社会保険未加入問題の対策を進めることになり、国土交通省では社会保険未加入対策推進協議会を設置し、平成 24 年 5 月より関連団体と共に協議を進めています。国土交通省では、5 年後の平成 29 年度を目処に、企業単位では許可業者の加入率 100% を目指しています。すでに平成 24 年 11 月からは、特定建設業に提出する施工体制台帳や作業員名簿の記載事項に保険加入の状況が追加されるなど、具体的な対応も必要になってきています。

注) 平成 29 年度以降は、社会保険未加入者は現場への入場が認められなくなる見込みです。

《社会保険未加入問題とは》

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、法定福利費（社会保険料の事業主負担分）を適正に負担しない事業者が存在しており、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっています。また、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど、競争上不利になるという矛盾した状況が生じていることが問題となっています。

《健康保険・厚生年金保険について》

次の事業所は、健康保険・厚生年金保険に加入する必要があります。

- ①一人以上の従業員を使用している法人事業所
- ②常時従業員 5 名以上を雇用している個人事業所
国籍、年齢、身分、報酬等問わず、①及び②の事業所に常時雇用される人は、原則として健康保険・厚生年金保険への加入が必要となります。

《雇用保険について》

「パート」「アルバイト」「契約社員」等の名称に関係なく、次の 2 つに該当する労働者を雇用する事業所は、原則として雇用保険に加入する必要があります。

- ① 31 日以上雇用見込みがあること。
- ② 1 週間の所定労働時間（残業時間を含まない）が 20 時間以上であること。

《JSDA の基本的な方針》

社会保険加入促進については、行政、元請、下請企業等が一体となって推進していくことが必要です。当協会としては、団体として取り組むべき対策と共に会員企業が実施すべき対策を検討し、積極的に計画を推進します。

また、元請に対し、法定福利費の積算、請求、受領を徹底し、会員企業及び契約先施工事業者の処遇改善、良質の人材確保という目的の実現を図ります。

なお、会員企業及び契約先施工事業者に対しては、社会保険等の加入実態調査を継続して実施し、調査結果に基づいて計画を推進すると共に、見直しを行います。



《法定福利費の積算に関する協会モデル(案)について》

積算時に現場に入場する全ての施工事業者の労務費に発生する法定福利費の全額を、見積明細から切り分けて示し、値引きの対象から除外し、確実に受領する事を優先します。具体的な法定福利費の計算方法には、次の 2 方式（案）での対応があります。

- ①会員各社は工事費から労務費以外の請求（交通費、駐車場代、高速料金、副資材費等）を除き、純粋な労務費の全額を算出する。

この労務費に保険料率をかけ法定福利費の全額を算出する。

「法定福利費」を算出する際の保険料率は 15% が目安ですが、毎年また都道府県により変動します。

- ②これまでの純粋な労務費実績を基にあらかじめ製品ごと、単位（㎡、枚数、箇所数等）ごとに法定福利費を算出しておく。積算時にはこの積算単位（㎡、枚数、箇所数等）に施工数量を掛け法定福利費を計算し、工事費とは別枠で表示します。

なお、個人事業主や一人親方など当該工事における法定福利費（事業主負担分）が発生しない適用除外となる技能労働者については、内訳明示額に含めません。

上記は、今後状況により変更することがあります。

《標準見積書活用開始時期の明確化》

標準見積書の活用等に向けた説明会が平成 25 年 5 月 16 日に国土交通省で行われ、平成 25 年 9 月頃を目途に、下請企業から元請企業への標準見積書提出を一齐に開始するとの説明がなされました。

一般社団法人移行後初の 通常総会開催される

さる5月28日(火)午後、東京千代田区のグランドアーク半蔵門において、一般社団法人移行後初の日本シャッター・ドア協会・平成25年度通常総会が開催された。

同日、日刊紙、専門紙誌の記者を招いて記者会見が行われ、夕刻より各界からの来賓と会員が集う懇親会が開催された。



平成25年度通常総会

15時より、グランドアーク半蔵門において、会長、副会長、理事、監事出席の下、「平成25年度通常総会」が開催された。

通常総会では、報告事項として、平成24年度事業報告が承認された後、決議事項として、第1号議案「平成24年度決算報告承認の件」、第2号議案「役員報酬規定等承認の件」が諮られ、それぞれ原案通り承認された。次にその他報告事項として、平成25年度事業計画と平成25年度収支予算が説明された。

その後16時より表彰式に移り、優秀工事従業者表彰5名、協会委員表彰6名の表彰が行われた(別掲)。

平成24年度事業報告については、製品の維持管理にお

ける安全対策の推進として、「製品安全普及事業検討委員会」によるシャッター・ドア製品の安全性確保についての方策検討などの調査研究普及事業、評定登録講習事業、シャッター及びドアのストック対策の推進、公益法人制度改革への対応や社会保険未加入対策のための取り組み等について報告された。

また、平成25年度事業計画について、今年度は特に、「製品安全普及事業検討委員会」で検討された成果を踏まえ、建物管理者やユーザーに対して定期的な保守点検の必要性を訴えることで、点検が幅広く推進されるための方策を実施するとともに、点検の法制化について積極的に検討、提案を行うことが示された。

なお、平成25年度事業計画については、7ページ及び8ページに掲載する。

定例記者会見を開催

16 時 30 分より、日刊紙、専門紙誌約 20 社の記者を集めて定例記者会見を開催した。

会見には、岩部会長、上枝副会長、沖村専務理事、後藤常任理事が出席し、冒頭に岩部会長より「重量シャッター軽量シャッターともに、出荷量は 2 年連続で伸びており、昨年度は 2 ケタ増となった」と市場環境が上向いていることに言及したあいさつが行われた。続いて、沖村専務理事より平成 25 年度事業計画についての説明が行われ、質疑応答の後に会見を終了した。



平成 25 年度 通常総会懇親会が開催される

同日 17 時から、多くの来賓と会員計 160 名が出席して、3 年ぶりに通常総会懇親会が開催された。

長嶋事務局長の司会により開会され、岩部会長より一般社団法人への登記後初の通常総会で、新年度事業計画などが承認されたことが報告された。また、シャッターやドアの安全性を維持するには本格的な保守点検が必要な時期になってきたこと、さらには災害を防ぐことが当協会の大きな課題として、防水・止水の基準を設けて、協会の新たな事業として検討していく旨述べられた。続いて、来賓の井上俊之・国土交通省住宅局長より「皆様方には求められている性能を備えたものづくりとメンテナンスをしっかりと頂くという地に足の付いた取り組みをお願いしたい」との言葉を頂いた。また、駆けつけていただいた田中和徳・環境副大臣より「シャッターやドアは何かがあった時の備えとして必要なものである。日本が災害に強い国として発展できる素晴らしい時代を創るために、皆さんとともに努力していきたい」とあいさつされた。

続いて、上枝副会長の発声による乾杯を合図に歓談に移り、会員同士や来賓の方々との談笑の風景が会場に広がった。終始和やかな雰囲気の中、後藤理事による中締めのあいさつが行われ、懇親会はお開きとなった。



岩部会長



田中和徳・環境副大臣



井上俊之・国土交通省住宅局長



上枝副会長



後藤常任理事



会場風景

平成 25 年度協会表彰

本年度は、優秀工事従業者協会表彰として 5 名、協会委員表彰として 6 名の方が表彰された。

■優秀工事従業者協会表彰

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 相澤 勝好氏 | 相澤シャッター工業
(推薦: 三和シャッター工業 (株)) |
| 池田 啓二氏 | (推薦: (株)LIXIL 鈴木シャッター) |
| 上田 圭一氏 | 上田工業
(推薦: 東洋シャッター (株)) |
| 岡田 健一氏 | (株) エフケイズ
(推薦: 田中サッシュ工業 (株)) |
| 小林 稔浩氏 | (有) 小林シャッター興業
(推薦: 文化シャッター (株)) |



相澤 勝好氏



池田 啓二氏



上田 圭一氏



岡田 健一氏



小林 稔浩氏

■協会委員表彰

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 石倉 則夫氏 | シャッター技術委員会
文化シャッター (株) |
| 大岡 忠仁氏 | 品質・安全委員会
文化シャッター (株) |
| 神庭 武氏 | メンテナンス委員会
文化シャッター (株) |
| 平林 英雄氏 | 品質・安全委員会
三和シャッター工業 (株) |
| 古野 裕二氏 | OHD 技術委員会他
三和シャッター工業 (株) |
| 本町 憲一郎氏 | 業務委員会
三和シャッター工業 (株) |



石倉 則夫氏



大岡 忠仁氏



神庭 武氏



平林 英雄氏



古野 裕二氏



本町 憲一郎氏



優秀工事従業者協会表彰者の皆さん (岡田健一氏は欠席)



協会委員表彰者の皆さん (大岡忠仁氏は欠席)

平成 25 年度 事業計画

はじめに

本年は、経済成長、東日本大震災からの復興及び国家としての危機管理が大きな課題であり、公共施設、住宅については、防災や安全性の向上が重点であるといわれている。

シャッター及びドアは、建築物において防犯等の管理機能や防火等の防災機能といった重要な役割を担っており、防災や安全性の向上といった観点からはそれらを支える基本的な設備であるといえる。

当協会は昭和 39 年に社団法人日本シャッター工業会として設立して以来、シャッター及びドアの性能向上や普及を通じて、より安全で安心できる社会の形成に貢献するよう努めてきた。

当協会会員が供給してきたシャッター及びドアのストックは既に膨大なものとなっており、新たな供給への対応と併せて、ストック対策が極めて重要となっている。

シャッター及びドアは、的確な保守・点検により期待された機能が確保されるものであり、保守・点検の推進が肝要であることは言うまでもない。

このため、当協会では、平成 18 年度に点検法制化推進本部を設け、以来、シャッター及びドアの点検制度について検討・提案を行ってきた。

本年度は、製品安全普及事業検討委員会（座長：菅原進一東京理科大学教授）においてご検討いただいた成果を踏まえて、建物管理者やユーザーに対して定期的な保守点検の必要性を訴え、点検が幅広く推進されるための方策を実施するとともに、点検の法制化について積極的に検討、提案を行うものとする。

特に、最近の重大事故は安全装置（危害防止機構、障害物感知装置）が設置されていないことが大きな原因と思われる、これらの装置の設置の推進にも重点を置くこととしたい。

近年、地球温暖化対策は極めて重要な課題となっている。二酸化炭素の排出の抑制やその原因となる化石燃料の使用の削減が強く求められている中、当協会においても環境に配慮した対策の取り組みを強化する。今年度は、窓シャッターの省エネルギー性について検討するなど、環境に配慮した対策をさらに進めていく。

昨今の経済は、円高の是正をはじめ、経済全般にわたって回復基調にあると思われるが、当協会を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあり、多くの課題を抱えている。

本協会は、公益法人制度改革に関しては、本年 4 月 1 日に登記を行い一般社団法人に移行した。

今後は、新たな視点に立って、会員相互の協力により設立の目的に掲げる各種の事業を推進するとともに、法令遵守に対する意識を高め、より一層社会に貢献していきたいと考える。

第一章 定常的事業

1 調査研究普及事業

シャッター、ドア及び防火設備に関する調査研究、技術基準等の策定、製品安全への取り組み、維持管理における安全対策の推進等を行う。

(1) 調査研究

- ・窓シャッターの省エネルギー性について検討する。
- ・シャッター及びドアの防錆塗料に関する研究を行う。
- ・シャッター及びオーバーヘッドドアの耐風圧性能について検討する。
- ・その他、環境負荷の低減化対策について検討する。

(2) 技術基準等の策定

- ・技術基準の策定、改定を進める。

技術基準の策定

軽量シャッター技術標準、グリルシャッター技術標準、高速シートシャッター技術標準、鋼製建具技術標準及び鋼製引き戸建具技術標準

技術基準の改定

重量シャッター技術標準、耐火クロススクリーン技術標準及び窓シャッター技術標準

技術基準の発行

オーバーヘッドドア技術標準

- ・技術基準の構成要素である施工要領及び点検基準の策定、改定を進める。
- ・技術基準等の策定に関する調整を行う。
- 各技術委員会の情報の共有化を図るとともに、技術基準等の標準化について検討する。
- ・JIS の改正原案を作成する。

当協会が原案作成を行っている JIS のうち、軽量シャッター構成部材 (JIS A4704)、重量シャッター構成部材 (JIS A4705) 及び防火シャッターの検査標準 (JIS A1313) について改正の原案を策定する。

(3) 製品安全への取り組み

- ・事故情報の分析及びそれを踏まえた基準作りを行う。
- ・安全対策検討委員会を開催し、シャッター・ドアの安全対策について検討を行う。

- ・製品安全に関するガイドラインの発行等を行う。
オーバーヘッドドアの安全に関するガイドラインの発行
高頻度シャッターの設置及び維持管理に関するガイド
ラインの策定
高速シートシャッターの安全に関するガイドラインの
改定
- ・耐火クロススクリーンの設置に関する自主管理を行う。
- ・施工専門技術者資格制度を推進する。
- ・協会のホームページを活用して安全普及を推進する。

(4) 維持管理における安全対策の推進

- ・製品安全普及事業検討委員会を開催し、シャッター・ド
ア製品の安全性が確保されるための方策の検討を行う。
- ・上記委員会の検討を踏まえて、建物管理者に向けた
「シャッター・ドアの安全確保と維持管理に関する指
針（仮称）」を策定し、建物所有者及び建物管理者に
対して周知を図る。
- ・シャッター・ドア保守点検専門技術者資格制度を推進
する。
- ・危害防止機構や障害物感知装置が未設置のシャッター
の解消を図るための取り組みを進める。

(5) 資料収集・普及事業

- ・シャッター・ドアの市場及び用途に関する調査を行う。
- ・労働災害発生状況の調査を行う。
- ・建築工事監理指針（公共建築協会）の改定に協力する。
- ・防犯製品に関する情報提供を行う。
- ・会報・ホームページによる情報の提供を行う。
- ・優秀施工者表彰を実施するとともに、優秀施工者の
国土交通大臣顕彰に関し推薦を行う。
- ・社会保険未加入対策を進める。
- ・ドア事業の推進に関し、新たな展開を図るための検討
を進める。
- ・シャッター・ドアに関連する新たな事業分野への展開
について検討を行う。

2 評定登録講習事業

所定の性能を有するシャッター及びドアに関する認定、登録、並びにシャッター、ドア及び防火設備の施工及び点検に関する人材育成を行う。

(1) 所定の性能を有するシャッター及びドアの認定、登録等

- ・遮炎遮煙性能に関し国の認定を受けた構造方法（CAS）
の使用承認を行う。
- ・連動機構・装置等の自主評定を一般社団法人日本火災
報知機工業会及び日本防排煙工業会と共同で行う。
- ・防犯性能の高い建物部品の自主評定を警察庁等で組織

する官民合同会議に参画して行う。

(2) シャッター及びドアの施工及び点検等に関する人材育成

- ・シャッター及びドアの保守点検を行う技術者育成のため
の講習会を開催し、保守点検を行う技術者の認定及び
登録を行う。
- ・シャッター及びドアの施工に従事する技術者育成のため
の講習会を開催し、施工を行う技術者の認定及び
登録を行う。
- ・スチールドアの契約適正化に関する研修会を行う。

第二章 特別事業

1 シャッター及びドアのストック対策の推進

当協会では、平成 18 年度よりシャッター及びドアの点検の法制化に関し、推進本部を設けて活動してきた。

本年度は、引き続き、「製品安全普及事業検討委員会」（座長：菅原進一東京理科大学教授）でご検討をいただき、その結果を踏まえて、建物管理者に向けた「シャッター・ドアの安全確保と維持管理に関する指針（仮称）」を策定し、建物所有者及び建物管理者に対し周知を図ることとする。

これにより、管理者やユーザーの皆様に対して定期的な保守点検の必要性を訴え、点検が幅広く推進されるよう努めるとともに、点検の法制化について引き続き積極的に検討し、提案を行うものとする。

また、適切な維持管理の推進と併せて、危害防止機構や障害物感知装置が未設置のシャッターの解消を図るための取り組みを進める。

2 新たな事業分野への展開

当協会は、一般社団法人へ移行したが、これに伴い新たな視点に立って事業を展開することとしたい。

具体的には、シャッター及びドアを基本としつつ、これらに関連して当協会の会員が供給している建築の部材・建築設備に関する社会のニーズを把握し、関係する企業の参加を新たに求めるなど、協会活動を発展させるための取り組みに着手するものとする。

第一章及び第二章の事業を推進するため、協会活動の基盤である会員の拡充を図るとともに、必要に応じ学識者、関連行政担当者、関係団体役員の参加を求めて会員の協力による委員会を組織する。

また、各事業の進行管理及び日常の活動のために必要な事務局の体制を整備するとともに、その効率的な運用に努めるものとする。

平成 25 年度 常設委員会の活動テーマ紹介

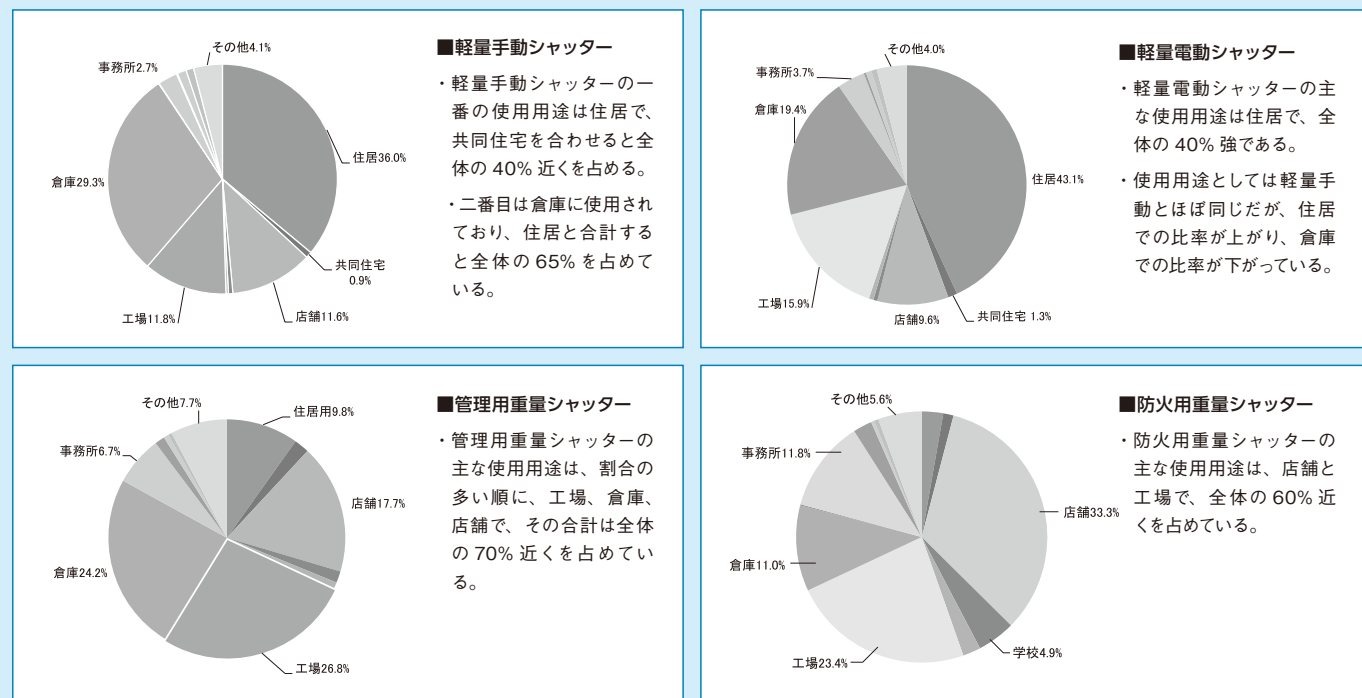
今年度の常設委員会の主な活動計画を紹介します。

委員会名	主な活動計画テーマ
業務委員会 (本町 憲一郎 委員長)	・機能付加製品の普及 ・シャッター・ドア定期点検の普及 ・シャッター・ドアの市場及び用途の調査 ・元下請関係の契約適正化 ・社会保険未加入対策
総務委員会 (市川 治彦 委員長)	・法律の施行・改定内容に関する調査・検討 ・労働条件等に関する調査・検討 ・会報「総務委員会だより」の作成
工事委員会 (岡林 良恭 委員長)	・労働災害発生状況の調査 ・鋼製建具、重量シャッター、軽量シャッター、高速シートシャッター等の施工基準の改定
講習委員会 (菅 圭司 委員長)	・防火シャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定講習会の開催 ・シャッター・ドア施工専門技術者資格認定講習会の開催 ・各種資格認定の可否を判定する認定委員会の開催
品質・安全委員会 (中島 隆桜 委員長)	・事故情報の分析と提言 ・安全対策検討委員会の開催 ・他委員会からの依頼事項の検討 ・一般消費者、ユーザーに向けたホームページの活用による安全普及活動の検討
メンテナンス委員会 (中内 勝也 委員長)	・高速シートシャッター、高頻度シャッター、危害防止装置、鋼製建具、グリルシャッター等の点検基準の策定
連動機構・装置等自主評定専門委員会 (渡邊 昌彦 委員長)	・連動機構・装置等の確認等申請審査 ・連動機構・装置等自主評定委員会への申請
企画広報委員会 (曾根 政行 委員長)	・会報の発行 ・ホームページの充実 ・メディア広報の実施 ・会員メリットの訴求
管理・調整委員会 (町垣 寛 委員長)	・協会基準等の事前審議 ・委員会の情報共有化 ・技術基準及び自主管理規定に関する策定の標準化
シャッター技術委員会 (吉田 光宏 委員長)	・軽量シャッター、グリルシャッターの技術標準の作成 ・高頻度シャッターのガイドライン作成 ・重量シャッター技術標準の改定
OHD 技術委員会 (茨木 伸也 委員長)	・安全ガイドラインの検討 ・安全装置基準の検討 ・基準類の見直し ・防犯自主管理に関すること
ドア技術委員会 (吉田 光宏 委員長)	・鋼製建具の技術標準の作成 ・鋼製引き戸建具の技術標準の作成 ・耐環境性に関する研究 ・防犯性能の高い建物部品（ドア B 種）の自主管理 ・CAS の審査業務
耐火クロススクリーン専門委員会 (植竹 徹 委員長)	・耐火クロススクリーン技術標準の改定検討 ・耐火クロススクリーンの自主管理に関すること
高速シートシャッター専門委員会 (古屋 裕之 委員長)	・高速シートシャッターの安全に関するガイドラインの見直し ・高速シートシャッター技術標準の見直し ・省エネ計算方法の標準化
窓シャッター専門委員会 (高木 利久 委員長)	・窓シャッターの省エネに関する検討 ・防犯性能の高い建物部品（窓シャッター）の自主管理 ・展示会への出展及び協力

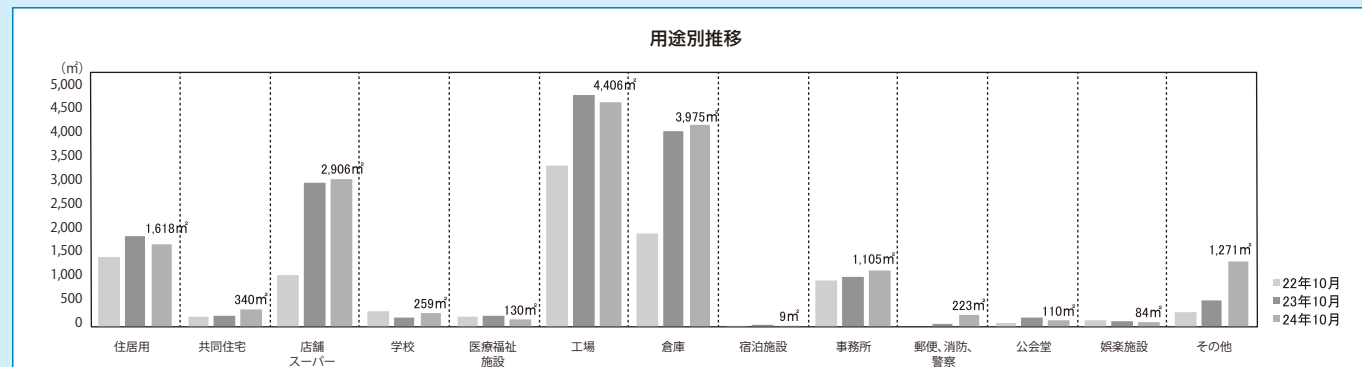
シャッターの使用状況調査 2012

2010年より毎年業務委員会で作成しているシャッターの使用状況調査の2012年分がこの度完成しましたので、一部を抜粋してご紹介します。年間を通じて平均的なデータを収集できる毎年10月の1ヶ月間の売上物件データをもとに、各種シャッターの建物用途別・都道府県別の使用状況、年推移等を調査しています。調査概要については11ページ下をご覧ください。

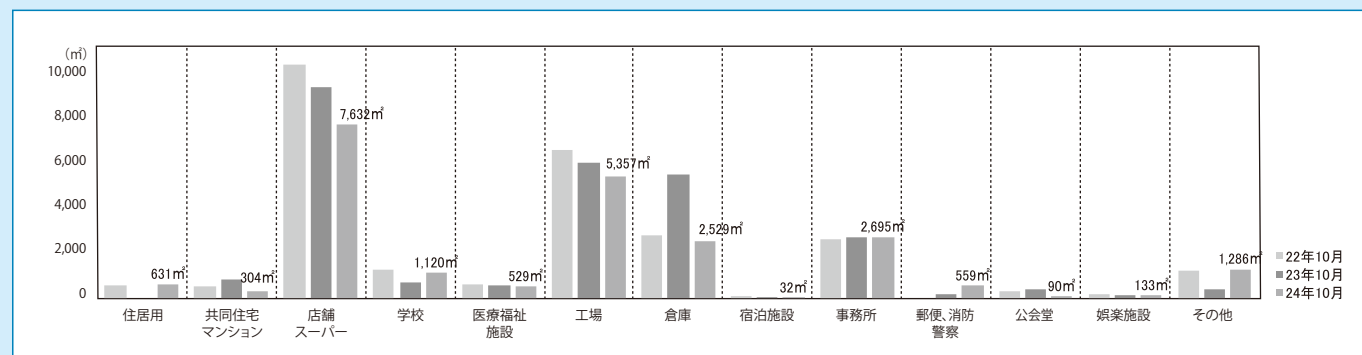
◆製品別用途別使用状況



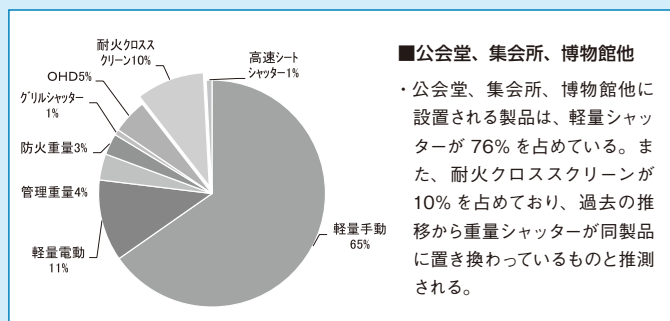
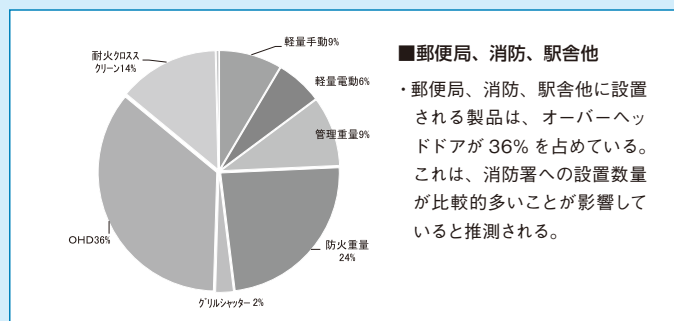
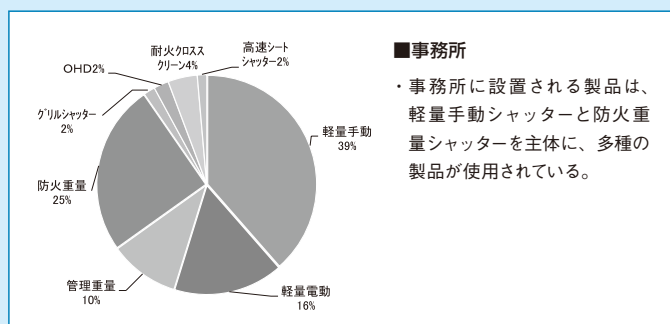
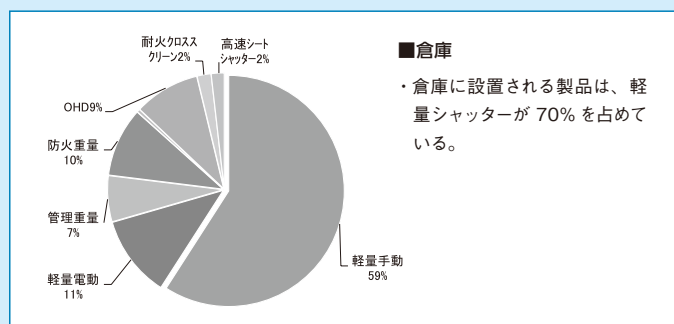
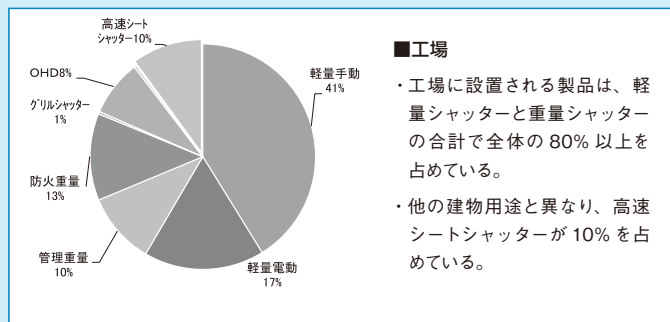
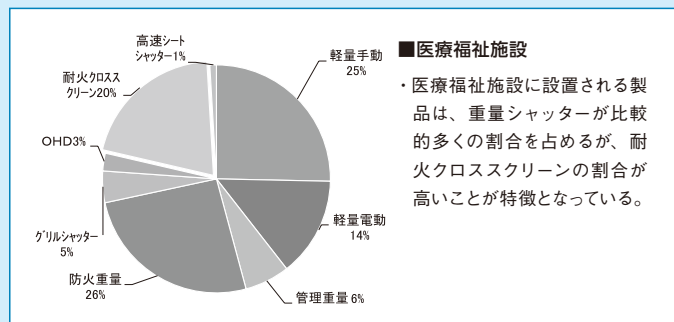
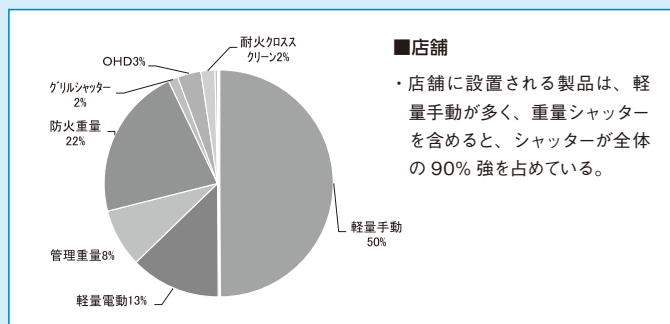
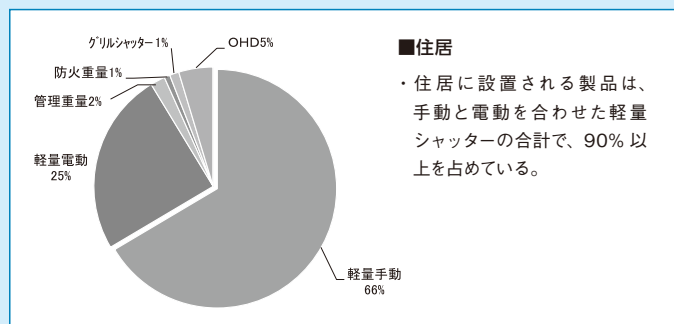
◆管理用重量シャッターの用途別推移



◆防火用重量シャッターの用途別推移



◆主な用途別使用製品状況



誌面の都合上、都道府県別データを掲載できませんでしたが、10月調査の特性上、冬を迎える前に“北海道や新潟”において軽量シャッターが比較的多く売れている地域の特徴もみられるなど、興味深いデータが推察できました。毎年、情報を蓄積していくことで、より有意義で貴重なデータになるのではないのでしょうか。

調査概要

1. シャッターの種類

軽量シャッター、軽量電動シャッター、管理用重量シャッター、防火用重量シャッター（特定防火設備）、グリルシャッター（軽量、重量）、オーバーヘッドドア、耐火クロスシャッター、高速シートシャッター

2. 集計単位：売上数量（㎡）

3. 建物用途区分

①住居用、②共同住宅、③店舗・スーパー・百貨店、④学校、⑤医療・福祉施設、⑥工場、⑦倉庫、⑧宿泊施設（下宿、寄宿舎含む）、⑨事務所、⑩郵便局、消防署、警察署、駅舎、空港、⑪公会堂・集会所・博物館・美術館・研究所・寺院・教会、⑫娯楽施設（体育館、浴場、劇場、球場、映画館含む）、⑬その他

4. 調査地区の範囲：47都道府県

5. 調査期間：24年10月（1ヶ月間）の売上物件

6. 調査協力会社：24社（第一種会員11社、第二種会員11社、準会員1社、賛助会員1社）

第 14 回「改正高年齢者雇用安定法」

はじめに

総務委員会では、経営者並びに社員の皆様が会社内でわかる可能性が高い法律について紹介しています。

法律はとかくややこしいものではありませんが、この Q&A がみなさんのご理解の一助となれば幸いです。

第 14 回目は、「改正高年齢者雇用安定法」にスポットをあて、高年齢者雇用について求められる企業の対応について、法律の改正内容とあわせてご紹介します。

改正高年齢者雇用安定法の概要

少子高齢化に伴う労働人口の減少や、老齢厚生年金の受給開始年齢の段階的な引上げ開始などを背景として、全員参加型社会の実現をめざし、2013 年 4 月から高年齢者雇用安定法が改正されました。

今回の改正により、従来継続雇用制度の対象者を限定できる制度が廃止され、原則として希望者全員の定年後雇用が義務化されました。

また、改正法では、対象者を雇用する企業の範囲の拡大、雇用義務に関する勧告に従わない企業名の公表などを盛り込んでいます。

企業の対応

この改正を受けて、多くの企業では法律に則り 65 歳までの定年後の再雇用を実施しています。民間シンクタンクの調査では、この改正に伴い 2013 年度の人件費総額は 3000 億円増加し、2025 年度には 1.4 兆円まで膨らむとの試算結果が出されています。

大企業の中には、定年年齢を 65 歳に引き上げる企業もありますが、人件費の増加を抑制するため、40～50 代社員の賃金カーブ上昇を抑えるよう制度を見直したり、試験的に勤務時間を短縮する制度、あるいは再雇用者を対象とした人事評価制度を導入する企業など、人件費の高騰を回避するため様々な施策に取り組む企業が相次いでいます。

企業の対応が及ぼす影響

経団連の調査では、約 4 割の企業が若年者の採用抑制を検討すると回答しています。アベノミクスによる経済効果で、ようやく新卒採用に活発な動きが出てきたにもかかわらず、若年層の採用に影響が出る恐れが懸念されます。

また、現役社員の賃金上昇を抑えた場合、モチベーションの低下につながることも懸念されます。



政府の対応

厚生労働省は、改正法の徹底を促す目的で、高年齢者雇用安定法が改正された後の企業に対する指導方針などを定めた通知を、4 月 1 日付けで各都道府県労働局長宛に発出しました。その内容は概ね以下の通りです。

- ・ 60 歳未満を定年としている企業に対する指導を行うこと。
- ・ 継続雇用を希望しない者の割合が高い企業に対し、制度内容の確認を行い、必要に応じて啓発指導を行うこと。
- ・ 法令違反企業に対しては個別指導を行い、その実施にもかかわらず、何ら具体的な取組を行わない事業主に対しては、勧告書を発出すること。
- ・ それでも従わない場合は、企業名を公表すること。

まとめ

今般の法律改正は、年金財政の逼迫や少子高齢化社会の到来に合致した内容との見方がある一方で、企業にとっては、豊富な知識を持ったベテラン社員が戦力として残ることは歓迎すべきことではあるものの、人件費負担が増加することや、若年労働者の採用をどうしていくかという問題が残されます。

法律に則った柔軟な対応が求められる中、再雇用後の賃金水準を見直すなど、人件費の配分を工夫していく必要があります。

社会的要求の 多様化への対応

東京理科大学理工学部建築学科
教授 大宮 喜文



建築物に対する社会的要求が多様化する中、それに応じた設計の自由度や新技術・新素材の開発などをこれまで以上に意識しながら、安全で良質な建築物を実現しストックすることが必要になります。性能規定が建築物の設計の自由度などを拡大するために活用され、それを下支えする建築防災設計が以前にも増して重要になると考えています。

現在、建築物の木造化、木質化の動きが活発になっています。日本の国土面積の約3分の2を占める森林の多面的機能の低下が懸念される中、森を育て林業の再生を図るために「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年に施行され、建築物の木造化・木質化を後押ししています。建築物を構成する素材として木材を使用できる可能性が拡張されれば、建築設計の幅も広がります。これまで、木造建築物に対し原則として規模制限がかけられてきました。一方で、性能規定が導入され、耐火建築物の主要構造部の柱、梁に木材を使用できる道筋が示され、民間企業では耐火建築物の木造化の研究開発が精力的に行われています。木材を天井や壁などの内装や外装に使用する建築物の木質化も試みられており、火災安全上支障のない防火材料となるよう処理を施した木材の使用などが見られます。これまでも、準耐火構造の木造3階建て共同住宅のように、木材を主材料とした建築物であっても、防火性能への配慮を行った設計をすることにより、一定の時間、構造安定性に支障なく延焼を抑えられることが実大実験を行い確認されており、建築防災設計によって防火性能のある木造建築物は実現可能であることが明らかになっています。しかし、防火性能への配慮を欠いた建築物では、予想もしないスピードで火災が拡大し、さらに近隣の建築物への延焼の危険性が懸念されます。特に大規模な木造建築物は、火災を一定の範囲に閉じ込めるための区画

の構成方法が肝要であり、シャッターや扉などの特定防火設備の適切な配置方法をはじめとする防火技術に精通した設計者や技術者の存在が不可欠になります。

新築の建築物だけではなく、大規模な建築物の増改築でも、性能規定に基づき、建築防災設計が行われることもあります。既存の建築物の増改築では、スペースや構造などの制約から階段位置の変更や排煙設備の設置などが容易でないこともあり、そのような条件下で適切な避難経路の確保のために防火技術による対応が必要になるわけです。特に、歴史的建築物の保存改修では、建築当時の設計コンセプトを念頭におき、改修プランを検討しなければなりません。外観だけでなく内観の保存も行う場合、内装設計の保存改修計画を踏まえ、可能な限り文化的、歴史的な意匠性を損なわないよう建築防災設計を行うことにより改修を実現させた例もあります。

建築費用の制約から、建築物が取り壊されるまでに一度も使用されないこともある建築物の防災設備のコスト負担を軽減したいと考え、建築防災設計を活用することがあります。確かに、建築防災設計を行い火災安全性が合理的に確保された建築物では建築コスト面でメリットを甘受できることは、施主や設計者にとって魅力的かもしれません。一方で、前述したように建築物に対する社会的要求の多様化に対応するためには、防火技術を創出し建築防災設計を発展させることが必要であり、社会の防災への意識を高める更なる仕組みを考えなければならないでしょう。法律を満足する建築物であっても、設備を有効に機能させるための建築防災設計の実施の有無によって建築物の火災安全性は明確に差が生じるため、これまでも、建築物の火災安全性のグレードをランク分けし、火災安全性の高い建築物は、火災保険料や建築物に関わる投資などを行う際の補助や融資などに対し優遇するといった試みや考えもあります。成熟した社会になりつつある日本において、安全で良質な建築物をストックすることは必然であり、建築防災設計の意義を再認識し、社会全体で防災への意識を高めるための制度設計や基盤の構築が望まれます。

最後に、「建築防災設計を考える」と題し連載させて頂きましたが、終始、堅苦しい内容になったことをお許しいただければ幸いです。今後、一人でも多くの方が「建築防災設計」にご興味を持っていただければと思います。

■過去 1 年間出荷推移 < シャッター >

(㎡、前年比・電動化率 %)

	H24.5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	H25.1 月	2 月	3 月	4 月
重量シャッター	69,844	74,855	82,129	91,211	88,307	95,444	96,542	83,051	67,444	86,298	84,659	73,638
前年比	7.5	5.3	18.0	26.3	18.6	24.5	15.5	3.2	-2.6	7.4	10.3	0.3
軽量シャッター	213,196	200,594	203,002	181,614	178,373	215,991	209,081	185,097	132,565	146,502	177,343	201,401
前年比	33.7	9.6	22.1	7.3	-1.0	4.6	7.3	5.0	1.3	-1.3	10.6	-11.8
電動化率	21.8	22.2	24.0	25.2	25.1	24.4	24.9	25.7	26.8	26.9	25.1	23.2
グリルシャッター	4,135	4,022	4,291	4,179	3,813	5,545	5,994	5,143	3,898	3,463	4,700	4,436
前年比	-0.2	9.3	1.7	-6.4	-19.7	9.0	5.7	-1.9	-10.5	-35.0	-7.8	10.2
オーバーヘッドドア	14,791	15,113	19,725	19,544	18,279	22,766	21,549	19,209	17,341	20,341	22,831	21,462
前年比	-9.6	-4.1	21.9	17.7	-3.5	29.2	12.4	-3.0	16.8	20.6	32.8	43.9
合計	301,966	294,584	309,147	296,548	288,772	339,746	333,166	292,500	221,248	256,604	289,533	300,937
前年比	23.3	7.7	20.7	13.0	3.8	11.1	9.8	3.8	0.9	2.2	11.7	-6.2

< ドア >

(枚、前年比 %)

	H24.5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	H25.1 月	2 月	3 月	4 月
鋼製重量ドア	32,601	34,489	36,522	38,273	39,583	44,789	45,415	40,068	42,251	39,647	44,529	27,881
前年比	13.8	9.3	9.5	12.4	13.9	14.1	8.9	-10.3	4.1	-8.2	-5.9	-14.9
鋼製軽量ドア	43,835	46,382	49,245	49,450	50,950	57,999	64,003	59,430	54,874	57,000	53,596	—
前年比	37.9	16.5	17.8	16.7	16.0	8.0	2.9	-0.4	-2.8	-2.3	2.4	—

■年度別出荷推移 < シャッター >

(㎡、前年比・電動化率 %)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
重量シャッター	1,097,308	1,208,205	1,328,258	1,480,370	1,494,399	1,534,537	1,436,147	1,365,508	839,568	839,415	875,978	993,232
前年比	-26.5	10.1	9.9	11.5	0.9	2.7	-6.4	-4.9	-38.5	-0.0	4.4	13.4
軽量シャッター	3,333,097	3,190,771	3,038,800	3,473,445	2,935,834	2,871,880	2,488,705	2,175,375	1,972,917	1,915,847	2,039,568	2,271,832
前年比	-4.4	-4.3	-4.8	14.3	-15.5	-2.2	-13.3	-12.6	-9.3	-2.9	6.5	11.4
電動化率	22.5	23.2	24.0	24.1	25.1	26.2	26.3	25.4	24.5	26.2	24.5	24.0
グリルシャッター	103,625	101,043	96,616	100,736	100,244	90,630	79,124	61,751	54,719	52,483	55,410	53,207
前年比	-9.7	-2.5	-4.4	4.3	-0.5	-9.6	-12.7	-22.0	-11.4	-4.1	5.6	-4.0
オーバーヘッドドア	303,293	299,460	285,952	323,150	297,659	289,307	240,523	217,932	174,936	178,341	204,003	226,406
前年比	-11.8	-1.3	-4.5	13.0	-7.9	-2.8	-16.9	-9.4	-19.7	1.9	14.4	11.0
合計	4,837,323	4,799,479	4,749,626	5,377,701	4,828,136	4,786,354	4,244,499	3,820,566	3,042,140	2,986,086	3,174,959	3,544,677
前年比	-11.1	-0.8	-1.0	13.2	-10.2	-0.9	-11.3	-10.0	-20.4	-1.8	6.3	11.6

< ドア >

(枚、前年比 %)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
鋼製重量ドア	—	—	630,028	557,553	623,432	639,514	635,875	493,689	436,415	448,242	449,988	470,919
前年比	—	—	8.0	-11.5	11.8	2.6	-0.6	-22.4	-11.6	2.7	0.4	4.7
鋼製軽量ドア	—	—	894,050	896,529	956,026	971,002	1,003,218	888,996	680,918	618,079	574,528	630,966
前年比	—	—	—	0.3	6.6	1.6	3.3	-11.4	-23.4	-9.2	-7.0	9.8

注) ・「鋼製重量ドア」は鋼製建具を、「鋼製軽量ドア」は鋼製軽量建具を指します。
・鋼製軽量ドアは、日本鋼製軽量ドア協議会の統計によります。

・鋼製重量ドアは、ガスチャンバー、点検口を含みます。



JIS G 3317

高耐食性溶融めっき鋼板

JFEエコガル®

特許 第5101249号 [溶融Zn-Al系合金めっき鋼板およびその製造方法]

JFE鋼板が提案する次世代のめっき鋼板
より強く、より経済的に。そして、より環境に優しく。
「JFEエコガル」の用途は多彩に広がります。



JFE 鋼板 株式会社 <http://www.jfe-kouhan.co.jp>

〈本 社〉〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目11番2号
鋼板営業部 TEL.03-3493-1524 FAX.03-3493-1937

〈大阪支店〉〒530-0003 大阪市北区堂島1丁目6番20号
TEL.06-6342-0620 FAX.06-6342-0618

新日鐵住金の高耐食性めっき鋼板

SuperDyma[®]
スーパーダイマ

JIS申請中!

環境に優しいクロメートフリー処理!!

「総合力世界No.1の鉄鋼メーカー」へ



新日鐵住金

薄板営業部

スーパーダイマの詳しいご案内は

スーパーダイマホームページ URL/

<http://www.nssmc.com/product/superdyma/>

お問い合わせ

E-mail

superdym@jp.nssmc.com

2012年10月1日、日新製鋼ホールディングス(株)が誕生しました。
経営統合によりさらなる事業強化を図ってまいります。

COATED
STEEL

STAINLESS
STEEL

ORDINARY
STEEL

SPECIAL
STEEL

PROCESSING

日新製鋼(株)と日本金属工業(株)は
経営統合により、長い歴史の中で
培ってきた経営資源を結集して
普通鋼・特殊鋼・ステンレスの3分野で
事業強化を図ってまいります。

鉄の可能性を

追究する。

日新製鋼株式会社

www.nisshin-steel.co.jp

〒100-8366 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号(新国際ビル) TEL (03) 3216-5566 FAX (03) 3214-5546

北海道

本州、四国、九州とともに日本列島を形成している「北海道」。全国で最も魅力的な都道府県 4 年連続第 1 位として人々から愛されている。(株式会社ブランド総合研究所調べ。ちなみに、最も魅力的な市区町村は 3 年連続で「札幌市」!) その魅力は広大な土地、豊かな自然、独自の歴史や文化…そして、何といても美味しい食べものではないだろうか。最近では、オーストラリア人のニセコ人気、北海道を舞台とした中国映画『非誠勿擾』(邦題: 狙った恋の落とし方) の大ヒットによる中国での北海道ブーム等もあり、海外旅行者も増えてきている。猛暑になりそうな今年の夏、北海道でひとときの涼しさを味わってみてはいかがだろうか。



「神威岬 (かむいみさき)」
積丹半島北西部から日本海に突き出している神威岬。「カムイ」は、アイヌ語で「神」を表している。



「すすきのビル」
札幌市中央区にある歓楽街、すすきの。すすきののシンボルといえば、すすきの交差点のニッカウキスキー看板。



「ウニ丼」
北海道といえば「ウニ」。夏といえば「ウニ」。甘みたっぷりのウニ丼に舌鼓。



「スープカレー」
北海道の美味しく新鮮な野菜がごろごろ入ったスープカレーは絶品。

JSDA 会報 2013 年・初夏号

発行日: 2013 年 7 月 通巻第 40 号

発行者: 一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-2-3 フナトビル 4F

tel.03-3288-1281 (代) / fax.03-3288-1282

URL: <http://www.jsd-a.or.jp>